

郡山市私道用道路反射鏡設置事業費補助金交付要綱

令和3年9月1日制定

令和4年10月1日一部改正

[建設交通部道路維持課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の交通事故の防止及び交通安全の確保を図るため、私道と公道の交差する箇所に、私道用の道路反射鏡（以下「反射鏡」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 公道以外の道路で、一般公衆の利用に供されており、私人が所有及び管理するものをいう。
- (2) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路をいう。

(補助金の交付の対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、車両の出入りがある見通しが悪い私道と公道の交差する箇所に反射鏡の設置を行おうとする者3名以上で構成される団体とする。

(補助金の交付の対象となる私道)

第4条 補助金の交付の対象となる私道（以下「補助対象私道」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に私道の公共性が高く、市民の交通事故の防止及び交通安全の確保の必要性が高いと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 延長が20メートル以上であるもの
- (2) 幅員がおおむね3メートル以上であるもの
- (3) 両端又は一端が公道に接続しているもの
- (4) 私道の隣接地に存する住宅の3戸以上が現に利用しているもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 私道における反射鏡の設置について、次に掲げる全ての者の同意を得ていないとき。
 - ア 私道の敷地の所有権及び借地権を有する者
 - イ 隣接地に所有権又は借地権を有する者
 - ウ 隣接地に存する建物に所有権を有する者
 - エ 私道を利用している者、反射鏡設置により影響を受ける者その他の私道の関係者で、市長が反射鏡の設置について同意が必要であると認める者

- (2) 私道の敷地、隣接地及び隣接地に存する建物の全ての所有者が同一の者であるとき。
- (3) この要綱による補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年を経過していないとき。
- (4) その他市長が補助することが適当でないと認めたとき。

(反射鏡の仕様)

第5条 反射鏡の規格は、公益社団法人日本道路協会が定める道路反射鏡設置指針に基づく品質検査に合格した製品とする。この場合において、鏡面の寸法は、円形にあつてはφ600mm以上、角形にあつては一辺が450mm以上の製品のものとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象私道の反射鏡の設置に要する経費とし、補助金の額は補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、**25万円**を限度とする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(施工業者)

第7条 反射鏡の設置を施工する業者は、次に掲げる者とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成13年4月24日制定）第4条第1項に規定する有資格業者名簿に登録された者（郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）第2条第1項の規定により指名停止を受けている者を除く。）
- (2) 建設業の許可を取得している者等、前号に準じる資格を有する者

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は郡山市私道用道路反射鏡設置補助金交付事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は郡山市私道用道路反射鏡設置補助金交付事業収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事見積書の写し
- (2) 私道の敷地の登記事項証明書の写し
- (3) 私道の敷地の公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面をいう。）の写し
- (4) 位置図
- (5) 第4条第2項第2号に規定する者の同意書の写し
- (6) 工事着工前の写真
- (7) 団体の代表者を示した書類の写し
- (8) 私有地に設置してある既設の電力柱又は電話柱の共架に係る添架承諾書

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
 - (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更
- (補助金の交付の条件)

第10条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 反射鏡の管理責任者が明確であること。
- (2) 反射鏡の管理者が記載されたプレートを反射鏡に取り付けること。
- (3) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (4) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (5) この要綱により設置した反射鏡の維持管理については、申請者が行うものとし、当該維持管理に係る必要な対応は、誠実にこれを行うこと。
- (6) 補助金の交付を受ける者は、反射鏡の設置後に当該反射鏡の設置した箇所に係る土地利用が変更された場合等、当該反射鏡を継続して設置しておくことが困難となる事由が生じたときは、速やかに市長に報告すること。
- (7) この要綱により設置した反射鏡の設置又は管理かしにより、第三者に損害が生じたときは、申請者の責任において解決すること。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から2か月以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は私道用道路反射鏡設置補助金交付収支決算書（第3号様式）とし、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 工事中及び竣工後の写真
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 設置した反射鏡に係る材料等の仕様書等の写し

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第13条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(財産処分の制限)

第14条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、反射鏡設置に係る財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表1に定める耐用年数をいう。）が経過する日までの期間とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

